

法学未修者教育の充実について 論点ごとの御意見

※複数の論点に関わる御意見は、双方に掲載。

＜論点1＞法学未修者と法学既修者とで法科大学院教育への入り口時点の状況は異なるものの、2年次以降は同一の課程で共に学ぶこととしている現行制度について、見直す必要性はあるか。

＜論点2＞現行制度上、2年次以降は同一課程でありながらも、法学未修者と法学既修者との間には習熟度や成長曲線に明らかな格差がみとめられ、それが最終的に司法試験合格率の差にも反映されている現状を踏まえて、特に法学未修者の1年次の教育をどのように改善するか。

〔3年を標準とする教育課程〕

- 法学未修者と法学既修者は司法試験合格率（累積合格率）にも大きな開きがあるが、法学未修者と法学既修者の教育課程を完全に分離する制度は適切ではない。そのため、特定の法科大学院に法学未修者の受け入れを集中させたり、法学既修者のみを受け入れる法科大学院を認めたりするべきではない。司法制度改革審議会が掲げた「開放性、多様性、公平性の確保」の理念の下、法学未修者と法学既修者を別課程とすることなく、3年課程を標準とする現行制度を維持すべきである。
- 法学未修者として入学した者は、これまでと同様に2年次以降では法学既修者と同一課程で学ぶことを前提とすれば、2年次進級時点で法学既修者と共に学べるだけの資質・能力を着実に担保していくことが必要であり、1年次教育の在り方や2年次進級判定について、具体的な改善策が求められる。

<論点3> 入学時点において法学に関する学識には差があるが、多様なバックグラウンドという強みを有する法学未修者に対し、個人の特性に応じた柔軟な学修メニューの提供やきめ細かな学修支援を行う上で、どのような課題があるか。その課題を解決するために必要となる方策としては、補助教員の活用など、どのようなものが考えられるか。

〔法学未修者の多様な経歴を踏まえた対応〕

- 法学未修者コースに在籍する者は、非法学部出身者、社会人経験者に加え、法学部卒だが再度十分な学修を望む者など様々であるため、それぞれの実態を踏まえつつ、中でもどのような人々に焦点を当てるべきかを考えた上で対応策を検討することが重要ではないか。【法学未修者の多様な経歴を踏まえた対応】

〔入学前の学修支援等〕

- 法曹志望者がICTを活用して法科大学院の授業を視聴したり、法曹と交流を持ったりするなど、入学後の生活や法曹としてのキャリアをイメージしたり、法学への適性を把握できる機会を提供することが有効ではないか。とりわけ、社会人にとっては、離職して、あるいは有職のまま法科大学院を目指すことは大きな決断である。世の中に対する積極的な情報提供は、多様なバックグラウンドを有する志望者を中長期的に増やすことにつながる。【志願者への積極的な情報提供】
- 法学未修者の入学者選抜の際に、法律の知識を全く問うことができない点に何かしらの矛盾や限界を感じる。例えば入学前に入学予定者に対し法律の学修機会を提供した上で法学の資質・能力を問うようなことができれば、適性などを見極めることができ、入学後の学修に有効につながっていくのではないか。【法学未修者の入学者選抜の在り方】
- 入学者選抜における法学適性の判定や、科目等履修を含めた入学前のお試し的な法律科目の教育や既修得単位としての認定が可能であることを明確化するとともに、各法科大学院がその成果を学生にフィードバックすることで、学生が自らの適性を客観的に把握した上で最終的な入学の意思決定を行えるようにすることが重要ではないか。【入学前の導入教育】

〔補助教員による学修支援〕

- 学生の個々の状況に丁寧に対応するべく、法科大学院修了生や若手の実務家を補助教員として活用することが有効である。課程外で行われているゼミ等を正規授業科目として単位認定することで、学生の負担を増やさずに法律基本科目の学修を充実できるのではないか。【補助教員の活用】

- 補助教員については、教員との連携や補助教員同士の連携など、縦と横のつながりが不十分との指摘があることから、大学の枠を超えて、担当教員・法科大学院執行部と補助教員の連携に関する好事例や運用マニュアルなど共有するとともに、補助教員同士の情報共有等が図れるプラットフォームを創設することも期待される。【補助教員の活用】

〔ICT を活用した法学教育の在り方〕

- コロナ禍で得られた遠隔授業の知見や実績も活かし、「オンラインでできること」「対面でできること」、すなわち、ICT の利便性を活用してより効率化できる部分はどこか、また特に法学未修者に対しては適切な対面指導として譲れない部分はどこか等をしっかり見極めて、対面教育と遠隔教育（オンデマンド型を含む）のハイブリッド型を模索していくことが重要ではないか。その際、学生側からの意見を十分取り入れていく必要がある。【対面と遠隔のハイブリッド型の模索】
- 反転授業の導入や、予習・復習に補助的に活用するオンデマンド型教材の活用は、学生が自らのペースで基礎的な法律知識を定着させることができ、効果的な学修方法ではないか。同時に、教員のエフォートを個別指導（演習、法文書作成、個別面談、補助教員との連携等）へ重点化することが可能となるのではないか。【オンデマンド型の解禁】
- これまで対面教育を重視してきた法科大学院でもコロナ禍で ICT を活用することとなったが、とりわけオンデマンドの場合、学生に合ったコンテンツをしっかりと用意することと、学生同士の学び合いや教員とのディスカッションなど対面でしかできない部分を引き続き重視することが不可欠である。そうした点を押さえながら、オンライン授業の良いところを活用していくべきではないか。【対面による教育効果への配慮】
- コロナ禍での ICT 利用は「双方向的・多方向的」の実質的な意味を問い直す良い機会になったのではないか。法科大学院の教育においては、双方向であることは重要だが、それが「同時」でなければならないのか。そのような点を整理する中で、論点 3 から 5 にまたがる形で「時間や場所に縛られない遠隔教育の在り方」について積極的に考えていくことが重要ではないか。まずはその検討の手順を考えることから始めてはどうか。【双方向性・多方向性の本質的意義】

〔長期履修制度〕

- 長期履修制度について、1 年を超える履修期間の延長や 1 年次終了時など一定の学修経験を経たタイミングで履修計画を立て直すことを認めるなど、学生の状況に応じた、より一層柔軟な活用を、奨学金制度の適切な運用とともに促すことが重要ではないか。【長期履修制度の柔軟化】

〔効果的な未修者教育の実践事例の普及〕

- 上記を含め、平成 30 年度文科省委託事業「法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究」で明らかにされたような効果的な未修者教育の実践事例を全国的に共有できるプラットフォームをつくり、好事例の横展開を図ることも有効ではないか。【好事例の横展開】

＜論点4＞有職者が仕事を継続しながら法曹を目指せるよう、最先端のICT技術の活用や昼夜開講制、長期履修制度の活用促進など、教育の在り方や教育手法等の工夫についてどのように考えるか。ICT技術の活用については、平成29年2月の文部科学省調査研究協力者会議の検討結果について、その後の技術の進展等を踏まえた更なる検討を行う余地があるか。

〔社会人学生の生活実態に対応した学修体制〕

- 法学未修者のうちでも、特に社会人学生には配慮が必要である。有職のまま平日夜間や週末を利用して法科大学院に通う学生、離職して法科大学院に通う学生、家庭がある人など、実態は様々であり、そうした学生の生活実態に対応した丁寧な学修指導が求められるのではないか。

【社会人学生への丁寧な学修指導】

- **【再掲】** コロナ禍でのICT利用は「双方向的・多方向的」の実質的な意味を問い直す良い機会になったのではないか。法科大学院の教育においては、双方向であることは重要だが、それが「同時」でなければならないのか。そのような点を整理する中で、論点3から5にまたがる形で「時間や場所に縛られない遠隔教育の在り方」について積極的に考えていくことが重要ではないか。まずはその検討の手順を考えることから始めてはどうか。**【双方向性・多方向性の本質的意義】**

- 有職者の場合、学修に当てられる時間が限られているため、ICTを活用したオンデマンド型講義の活用が有効である。夜間や週末のスクーリング、補助教員などによる実践的なフォローなどと組み合わせて単位認定することが重要ではないか。その際、2年次以降の講義型でない科目のあり方については工夫する必要があるのではないか。**【社会人学生の学修におけるICTの活用】**

- 地方における法曹の基盤を充実するという観点から、地方の社会人学生の観点も重要ではないか。**【地方における社会人学生への配慮】**

- 多様な分野の専門知識や経験を有する学生（非法学部出身や社会人など）は、各自の知見をもって、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目の一部履修とみなせるようにし、法律基本科目の学修に専念できるようにすべきではないか。**【基礎法学・隣接科目や展開・先端科目の既修得認定】**

- 法科大学院は対面授業や少人数教育が前提であるものの、ICTの有効活用が定着した先には、通信制法科大学院の可能性も考えられるのではないか。**【将来的な通信制法科大学院の可能性】**

〔長期履修制度〕

- 【再掲】長期履修制度について、1年を超える履修期間の延長や1年次終了時など一定の学修経験を経たタイミングで履修計画を立て直すことを認めるなど、学生の状況に応じた、より一層柔軟な活用を、奨学金制度の適切な運用とともに促すことが重要ではないか。【長期履修制度の柔軟化】

＜論点5＞ 限りある教育資源を効果的・効率的に活用する中でこれらを実現する上で、いわゆる教育拠点の在り方をどのように考えるか。その実現においてICTをどのように活用すべきか。

〔効果的・効率的な学修に向けた法科大学院間の協働〕

- **【再掲】** 法学未修者と法学既修者は司法試験合格率（累積合格率）にも大きな開きがあるが、法学未修者と法学既修者の教育課程を完全に分離する制度は適切ではない。そのため、特定の法科大学院に法学未修者の受け入れを集中させ、法学既修者のみを受け入れる法科大学院を認めることはするべきではない。司法制度改革審議会が掲げた「開放性、多様性、公平性の確保」の理念の下、法学未修者と法学既修者を別課程とすることなく、3年課程を基本とする現行制度を維持すべきである。

- オンデマンド型教材は、学内はもちろん、法科大学院間で共有することで、各教員の負担軽減のみならず、指導力の高め合いや相乗効果が期待でき、全国的な教育水準の底上げにつながるのではないかと。教材としては、まずは、科目横断的な導入教育の部分から先行して共有していくことが適当ではないかと。特定の法科大学院が担うのではなく、各法科大学院が協力し、タスクフォース（コンソーシアム）のような場を結成して、各大学における教材の使い方も含めて集中的かつ継続的に検討していくことが重要ではないかと。**【導入教育動画の全国的な配信】**

- 共通の録画教材等で学ぶ学生が大学を超えて合同のゼミやスクーリングに参加できるようにすることで、学生同士の刺激・高め合いが期待できるのではないかと。**【導入教育動画の全国的な配信】**

- **【再掲】** 平成30年度文科省委託事業「法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究」で明らかにされたような効果的な未修者教育の実践事例を全国的に共有できるプラットフォームをつくり、好事例の横展開を図ることも有効ではないかと。**【好事例の横展開】**

**< 論点 6 > 共通到達度確認試験を導入した趣旨を踏まえた上で、その実現のための当該試験の充実
方策や活用方策をどのように考えるか。**

〔共通到達度確認試験の今後の活用方策〕

- 法学未修者と法学既修者は成長曲線が異なるが、2年次からは未修者・既修者混合クラスで学修するため、1年次修了時点で獲得しておくべき知識や能力の基準を明確にし、進級判定を厳格に行うことが求められる。そのような趣旨で導入された共通到達度確認試験を、今後も持続可能な形で運用していくために、例えば、問題作成にかかる負担軽減や財政基盤の強化にかかる方策について検討する必要があるのではないか。【共通到達度確認試験の持続的な運用】

- 共通到達度確認試験の結果は、司法試験短答式の合格者と一定の相関関係にあり、共通到達度確認試験を進級判定に活用することは、将来的な法曹人材を輩出するという法科大学院の使命を実現するものとなっているため、文部科学省において、共通到達度確認試験結果と司法試験結果の相関分析を継続的に実施・公表する必要があるのではないか。【共通到達度確認試験結果と司法試験短答式結果の相関分析】

＜論点7＞グローバル化のさらなる進展やビジネスモデルの転換等が行われる中で、多様なバックグラウンドを有する者が法の分野でその知見を活かせるようにすることが一層求められており、その進路の在り方をどのように考えるか。

〔法科大学院修了生のキャリアパスの多様化〕

- 産業構造やビジネスモデルが大きく転換する時代にあっては法律が社会的に果たす役割は極めて重要であり、法曹の育成はもちろんのこと、多様なバックグラウンドを強みとして新たな課題に対応できる法律の専門家を育成できるよう幅広い視座でこれからの法科大学院の在り方を検討するという姿勢が必要ではないか。同時に、法曹サイドが危機感を持って多様な人材を求めていかなければならない。【新たな課題に対応可能な法律専門家の育成】
- 社会人経験のある人たちは、様々なきっかけで法律を学ぶ必要性を感じ、自らのゴールを設定した上で法科大学院に進学することが多い。例えば、司法試験に合格しても法曹になるわけではなく、法科大学院における体系的かつ実践的な教育の成果を発揮し、元の業界でさらに質の高い、幅の広い仕事にチャレンジすることを目標としている場合もある。法科大学院側が想定するよりもはるかに多様なニーズがあるということを今一度確認すべきではないか。【入学者の多様な目標に応じた法科大学院の在り方】
- 法科大学院は、修了生の進路（修了後5年後以降を含む）を着実に把握し、法曹三者以外を含む多様な進路について、積極的に公表することが求められている。併せて、認証評価においても、修了生の進路の把握・公表状況を確認することが重要ではないか。【修了生の進路の公表】
- 法科大学院協会や各法科大学院において、法曹三者にとどまらず企業等を含めた多様な修了生採用ニーズを積極的に把握し、在学生のみならず潜在的な法科大学院志願者（法曹志望者）に的確に情報提供することが重要ではないか。業界全体ですそ野を広げる活動が不可欠ではないか。【採用ニーズの把握と情報アクセス】
- 社会の多様な分野で活躍する法学未修者コース修了生のキャリアストーリーについて、関係者と協力しつつ、法科大学院協会を中心に効果的に広報することが重要ではないか。法学未修者は、例えば、医療、福祉、金融、地方公共団体等、社会人経験の中で様々な課題に直面し、それを法律的に解決・予防できるようになりたいという意欲を持って法科大学院に入学する人も多い。【修了生の多様なキャリアの広報】
- 各法科大学院において、司法試験合格実績をアピールするだけでなく、社会に出た後にこそ活かされる法科大学院ならではの学びの成果を修了生の声を通して積極的に発信することが重要ではないか。【法科大学院ならではの学びの成果の積極的発信】